

京労基発 1019 第 1 号
令和 3 年 10 月 19 日

関係団体の長 殿

京都労働局労働基準長



建築物石綿含有建材調査者講習に係るインターネット等を
介した e ラーニング等による実施について

日頃より、労働行政の推進につきまして、格段の御理解、御協力を賜り厚く御
礼申し上げます。

標記について、令和 3 年 10 月 15 日付け基安化発 1015 第 1 号をもって厚生労
働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長により別添のとおり通知がありま
したので、了知いただきますようよろしくお願いいたします。

基安化発 1015 第 1 号
令和 3 年 10 月 15 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習に係るインターネット等を
介した e ラーニング等による実施について

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 30 年厚生労働省、国土交通省、
環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。)等に関する疑義について、下記
のとおり取扱いを示すので了知されたい。

記

問 登録規程第 2 条第 2 項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習を e ラ
ーニング等により行う場合の人数について、令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発
0125 第 2 号、基安労発 0125 第 1 号、基安化発 0125 第 1 号「インターネット
等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生
教育等の実施について」では、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者とする
よう示されている一方、一般社団法人全国登録教習機関協会が作成した「イン
ターネット等を介した e ラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイ
ドライン」では、技能講習を e ラーニング等により複数会場で同時に実施する
場合においてはすべての会場の受講者の総和をおおむね 100 人以内とするこ
とが目安になるとされている。登録規程第 2 条第 2 項の規定による建築物石
綿含有建材調査者講習を e ラーニング等により複数会場で同時に実施する場
合において、人数の制限についてはどのように考えれば良いか。

(答)

令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号、基安労発 0125 第 1 号、基安

化発 0125 第 1 号「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」に従い、建築物石綿含有建材調査者講習を e ラーニング等により複数会場で同時に実施する場合には、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者とするよう取り扱われたい。